

# 千歳小学校PTA会則

## 第1章 名称

第1条 この会は、千歳小学校PTAと称し、その事務所を世田谷区立千歳小学校に置く。

## 第2章 目的および活動

第2条 この会は次の目的を持つ。

(1) 学校教育に協力し、児童の福祉を増進すること。(2) 会員の教養を高め、親睦を図ること。

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

- (1) 児童の福祉健康に関すること。
- (2) 児童の生活補導に関すること。
- (3) 会員の修養親睦に関すること。
- (4) その他、教育上必要と認められること。

## 第3章 会員

第4条 この会の会員となることができる者は、千歳小学校児童の保護者、および千歳小学校教員とする。

## 第4章 役員および会計監査

第5条 この会は、次の役員を置く。

会 長1名 (保護者) 副会長5名 (保護者4名・副校長1名) 書 記3名 (保護者2名・教員1名)  
会 計3名 (保護者2名・教員1名) 世小P当番校等の場合は必要に応じて、人数を増やすことができる。

第6条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務の運営にあたる。
- (2) 副会長は会長の補佐および外部団体との連絡・協議の任にあたる。
- (3) 書記は庶務をつかさどり、総会および運営委員会の通知および記録に務める。
- (4) 会計はこの会の全ての収入・支出を正確に記録し、総会の都度、収入・支出を報告し、定期総会においては、会計監査を経た決算報告をする。
- (5) 校長は学校を代表し、各会議に随時出席する。

第7条 この会に会計監査を2名置く。会計監査は、年度内に必要に応じて会計を監査し、その結果を定期総会に報告する。

## 第5章 役員・会計監査等の選出および任期

第8条 役員・会計監査・校外正副委員長・運動会正副委員長・ぱる正副委員長の選出は、指名委員会をつくり、会員中より候補者をあげて審査し、指名委員の無記名投票過半数により、本人の同意を得た上、毎年3月に定期総会を開いて承認を得る。ただし、指名委員は、会計監査・役員等の候補者とならない。

第9条 指名委員は次の委員により構成され、その氏名は全会員に発表しなければならない。この委員会は役員決定後、解散する。

(1) 保護者 6名 (運営委員より、各学年1名選出。ただし、役員は除く) (2) 教員 2名 (教員より選出)

第10条 指名委員会は委員の互選で、委員長1名、副委員長3名を選出する。ただし、1名の副委員長は教員となる。

第11条 教員の役員は学校に一任する。

第12条 この会の役員の任期は、1ヶ年とする。ただし、再任の場合は、1ヶ年を原則とする。

## 第6章 組織

### 第1節 会議

第13条 この会の会議は次の通りとする。

(1) 定期総会 (2) 臨時総会 (3) 役員会 (4) 運営委員会 (5) 各委員会 (6) 学級会

### 第2節 総会

第14条 総会はこの会の最高議決機関であり、定期総会と臨時総会とに分けられる。定期総会は毎年度始めと毎年度末に開き、臨時総会は必要に応じて開くことができる。

第15条 定期総会には次の事項が行われる。

- (1) 前年度の決算の承認
- (2) 新役員の承認
- (3) 会計監査の承認
- (4) 各委員会の委員長および委員の紹介
- (5) 新年度の活動計画および予算の決定
- (6) その他

第16条 総会の日時・場所・および議題は、5日前までに全会員に通知する。

第17条 総会の成立は全会員の5分の1以上（書面・ウェブ媒体を含む）として委任状を認める。議決は行使された議決権の過半数（書面・ウェブ媒体を含む）の同意を必要とする。

### 第3節 役員会

第18条 役員会は必要と思われる事項について、随時開くものとする。

### 第4節 運営委員会

第19条 運営委員会は総会につぐ議決機関で、校長・副校長・この会の役員・会計監査・各委員会の正副委員長・班長（該当委員会のみ）学級委員・各同好会代表によって構成される。

第20条 運営委員会はこの会の運営に必要な事項を審議し処理する。

第21条 運営委員会は会長が必要と認めたとき、または構成員の2分の1以上の要求があったとき開くものとする。

第22条 運営委員会は委員の2/3以上（書面・ウェブ媒体を含む）によって成立し、議決は行使された議決権の過半数（書面・ウェブ媒体を含む）の同意を必要とする。

### 第5節 委員会

第23条 この会の活動のために、実行機関として次の委員会を置く。

- (1) 校外委員会 児童の校外活動に関する事項
- (2) 文化・研修委員会 会員の文化教養、親睦に関する事項、子育てに関して教員と保護者、相互の学び合いに関する事項
- (3) 広報委員会 広報活動に関する事項
- (4) 卒業対策委員会 卒業に関する事項
- (5) ワールドルームけやき委員会 帰国児童・外国籍児童のための帰国適応学級に関する事項
- (6) その他

第24条 各委員会は、保護者より選ばれた委員と、教員（1名）により構成される、各委員会の人数・構成は、別途定める。

第25条 各委員会は、委員の互選で委員長（1名）・副委員長・班長（該当委員会のみ）を選任する。ただし、副委員長のうち1名は教員がなる。

第26条 各委員会の委員長・副委員長・班長の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

### 第6節 学級会

第27条 学級会は学級に属する全会員と、学級担任教員とによって構成される。

第28条 学級会は互選によって学級委員（2名）・各委員を選出する。

第29条 学級会はPTA活動の基盤として、教育について意見を交換し合い、理解を深め、学級経営に協力する。

### 第7章 会計

第30条 この会の経費は、会費およびその他収入で賄う。

第31条 会員は総会で決められた会費を納めるものとする。

第32条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

### 第8章 雑則

第33条 役員および委員に欠員を生じた場合は、運営委員会の承認を経て、必要に応じて補充する。ただし、任期は残任期間とする。

第34条 会則を変更する場合は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、改正案の提出については、総会の5日前までにその内容を全会員に通知しておかなければならない。

第35条 地震、豪雨等の天災、火災、ストライキ、疫病、または暴動その他の事態により、総会または運営委員会を開催することができず、やむを得ない必要があるときは、次の対応をとることができる。

- (1) 役員会は、総会を開催することが現実的に可能となるまで、定期総会の開催を延期する決定、または、総会を書面にて開催する決定をすることができる。
- (2) 役員会および運営委員会は、総会を開催することが現実的に可能となるまでの間、必要に応じて、学校と話し合い了承を得て、会則その他この会の規定とは異なる運用を行うことができる。ただし、当該運用は臨時のものであって、会則を変更することはできず、会則を変更するには、総会の開催が現実的に可能となった時点において、第34条による決議を経なければならない。また、当該総会決議までの期間に行われた運用について、反対意見が出され、その議題が第16条および第17条に規定する手続きを経て総会で議決された場合は、当該緊急時の運用は、総会決議の時点で将来に向かって効力を失う。
- (3) 役員会は、運営委員会を開催することが現実的に可能となるまでの間、運営委員会に代わり、この会の運営に必要な事項を審議し、処理することができる。ただし、当該処理について、その後の運営委員会において反対意見が出た場合は、話し合い、解決するものとする。
- (4) 会計は、新年度の予算が総会で承認される前であっても、総会の開催が可能となり予算が承認されるまでの間、この会の運営に必要な会費の運用を行う。当該会費の運用は、予算または決算に反映し、その後に開催された総会において承認を得る。
- (5) 役員は、任期終了後も、新役員が職務を行うことが可能になるまで、引き続き職務を行うことができる。

- 付則 第1条 この会則は、昭和42年7月18日より実施する。
- 第2条 会則の第36条から第42条を削除し、平成12年4月1日より実施する。
- 第3条 役員・会計監査の選出に関する条項（第5章、第8条）の一部を改正し、平成14年4月1日より実施する。
- 第4条 役員・会計監査の選出に関する条項（第5章、第8条）、指名委員会に関する条項（第5章、第10条）、委員会に関する条項（第6章、第5節、第23条）の一部を改正し、平成15年4月1日より実施する。
- 第5条 役員および会計監査の選出に関する条項（第4章、第5条）、役員・会計監査の選出に関する条項（第5章、第8条・第11条）の一部を改正し、平成16年4月1日より実施する。
- 第6条 組織に関する条項（第6章、第5節、第23条）の一部を改正し、平成21年4月1日より実施する。
- 第7条 組織に関する条項（第6章、第5節、第23条）の一部を改正し、平成22年4月1日より実施する。
- 第8条 組織に関する条項（第6章、第4節、第19条）、組織に関する条項（第6章、第5節、第23条）の一部を改正し、平成23年4月1日より実施する。
- 第9条 組織に関する条項（第6章、第5節、第23条）の一部を改正し、平成24年4月1日より実施する。
- 第10条 役員・会計監査の選出に関する条項（第5章、第8条）の一部を改正し、平成25年4月1日より実施する。
- 第11条 役員・会計監査の選出に関する条項（第5章、第8条）、組織に関する条項（第6章、第5節、第23条）の一部を改正し、平成26年4月1日より実施する。
- 第12条 役員・会計監査の選出に関する条項（第5章、第8条）、組織に関する条項（第6章、第4節、第22条）の一部を改正し、平成27年4月1日より実施する。
- 第13条 組織に関する条項（第6章、第5節、第24条）の一部を改正し、平成30年4月1日より実施する。
- 第14条 会員に関する条項（第3章、第4条）の一部を改正し、平成31年4月1日より実施する。
- 第15条 (1) 組織に関する条項（第6章、第2節、第15条）、組織に関する条項（第6章、第5節、第23条）、および役員等の欠員に関する条項（第8章、第33条）の一部を改正する。  
(2) 第8章の表題を「雑則」とし、従前の第35条～第55条を「付則」として条文番号を改める。  
(3) 緊急時の対応に関する条項（第8章、第35条）を新設する。  
(4) 本条の改正は、令和3年4月1日より実施する。
- 第16条 組織に関する条項（第6章、第2節、第17条）および（第6章、第4節、第22条）の一部を改正し、令和4年4月1日より実施する。
- 第17条 組織に関する条項（第6章、第4節、第19条）および（第6章、第5節、第23条、第25条、第26条）の一部を改正し、令和7年4月1日より実施する。 (※会則は、毎年見直しされています。)